

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【公表番号】特表2008-526572(P2008-526572A)

【公表日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-551324(P2007-551324)

【国際特許分類】

B 3 2 B	5/02	(2006.01)
E 0 4 C	2/30	(2006.01)
E 0 4 B	1/92	(2006.01)
E 0 4 H	9/14	(2006.01)
B 3 2 B	5/24	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	5/02	A
E 0 4 C	2/30	W
E 0 4 B	1/92	
E 0 4 H	9/14	F
B 3 2 B	5/24	1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月13日(2009.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

順に、

- (a) 構造被覆材の層、
- (b) 接着剤の層、
- (c) 立方センチメートル当たり0.25グラム以下の密度を有する材料の層、
- (d) 接着剤の層、
- (e) 樹脂で接合された高強力纖維を含有する布の層、
- (f) 接着剤の層、
- (g) 構造被覆材の層

を含んでなる複合体であって、

該布層が、ASTM試験手順E1886-97に従って161キロメートル(100マイル)毎時のスピードで6.8キログラム(15ポンド)発射体によって衝打されたときに5.0~17.5センチメートルの範囲でたわむであろう複合体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

追加の48インチ×48インチ試験パネルを、風で運ばれる破片による貫入に抵抗する壁の能力を評価するために上記のように製造した。パネルをASTM試験手順E1886

- 87 に従って 161 キロメートル (100 マイル) 每時のスピードの 15 ポンド製材発射体で衝撃試験した。発射体は壁を貫入しなかった。

次に、本発明の好ましい態様を示す。

1. 順に、

(a) 構造被覆材の層、

(b) 接着剤の層、

(c) 立方センチメートル当たり 0.25 グラム以下の密度を有する材料の層、

(d) 接着剤の層、

(e) 樹脂で接合された高強力繊維を含有する布の層、

(f) 接着剤の層、

(g) 構造被覆材の層

を含んでなる複合体であって、

該布層が、ASTM 試験手順 E 1886-97 に従って 161 キロメートル (100 マイル) 每時のスピードで 6.8 キログラム (15 ポンド) 発射体によって衝打されたときに 5.0 ~ 17.5 センチメートルの範囲でたわむであろう複合体。

2. 前記たわみが 8.0 ~ 16.0 センチメートルの範囲にある、上記 1 に記載の複合体。

3. 前記高強力繊維がアラミド繊維、ガラス繊維、ポリエチレン繊維、ポリビニルアルコール繊維、ポリアリレート繊維、ポリベンズアゾール繊維、またはカーボン繊維よりなる群から選択される上記 1 に記載の複合体。

4. 前記高強力繊維がアラミドを含んでなる上記 1 に記載の複合体。

5. 前記高強力繊維がガラスである上記 1 に記載の複合体。

6. 前記構造被覆材が合板を含んでなる上記 1 に記載の複合体。

7. 層 (c) が立方センチメートル当たり 0.10 グラム以下の密度を有する上記 1 に記載の複合体。

8. 層 (c) が発泡体である上記 1 に記載の複合体。

9. 層 (c) がハニカムまたはハニカム様構造を有する上記 1 に記載の複合体。

10. (a) 構造被覆材の層、

(b) 接着剤の層、

(c) 立方センチメートル当たり 0.25 グラム以下の密度を有する材料の層、

(d) 接着剤の層、

(e) 樹脂で接合された高強力繊維を含有する布の層、

(f) 接着剤の層、

を含んでなる構造物の一体部分を有する建造物であって、

該布層が ASTM 試験手順 E 1886-97 に従って 161 キロメートル (100 マイル) 每時のスピードで 6.8 キログラム (15 ポンド) 発射体によって衝打されたときに 5.0 ~ 17.5 センチメートルの範囲でたわむであろう建造物。